B　次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定める率（小数点以下二位未満は切り捨てる。）

区分		率
指定都市	残高が五十億円以下の場合	二分の一
	残高が五十億円を超え百億円以下の場合	$5{,}000{,}000{,}000円\times\frac{1}{2}+(残高-5{,}000{,}000{,}000円)\times\frac{1}{3}$ 残高
	残高が百億円を超える場合	$5{,}000{,}000{,}000円\times\frac{5}{6}+(残高-10{,}000{,}000{,}000円)\times\frac{1}{6}$ 残高
その他の市町村	残高が五十億円以下の場合	一
	残高が五十億円を超え百億円以下の場合	$5{,}000{,}000{,}000円+(残高-5{,}000{,}000{,}000円)\times\frac{2}{3}$ 残高
	残高が百億円を超える場合	$5{,}000{,}000{,}000円\times\frac{5}{3}+(残高-10{,}000{,}000{,}000円)\times\frac{1}{3}$ 残高

備考　この表において「残高」とは、当該市町村における平成二十四年度末の対象債の残高をいう。

二　平成二十四年度の実質公債費比率が九・九パーセント以上かつ平成二十三年度の財政力指数が〇・五一以下である市町村（次号に掲げる市町村を除く。）　前号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「年利率が６％以上の」とあるのは、「年利率が３％を超える」と読み替えるものとする。）

三　特定被災地方公共団体である市町村又は平成二十四年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上（合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法第七条第七項の規定による告示のあったもの及び同条第二項に規定する合併市町村並びに旧法第二条第二項に規定する合併市町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）にあつては、十八・〇パーセント以上）かつ平成二十三年度の財政力指数が〇・五一以下である市町村　第一号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「Ａ×Ｂ×0.5」とあるのは「Ａ×0.5（指定都市以外の市町村にあつては、0.8）」と、「年利率が６％以上の」とあるのは「年利率が３％を超える」と読み替えるものとする。）

第三条第一項第三号イの表第六十六号中「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）」に、「障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号」に改め、同表第六十九号中「四、六三六時間」を「四、六三〇時間」に改め、同表第七十号中「当該市町村の助成の額又は」を「当該助成の額の合計額又は」に改め、「当該算定した額」の下に「のいずれか少ない額」を加え、「按分して得た額のいずれか少ない額」を「按分して得た額」に改め、同表第七十三号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「十・五パーセント」を「九・九パーセント」に、「七十九・七パーセント」を「六十九・二パーセント」に改め、同表第八十一号中「4,780円」を「4,190円」に改める。

第三条第一項第三号ロ中「算定方法によつて算定した額」の下に「（第四号、第十二号及び第十六号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）」を加え、同号ロの表第三号中「八、六五〇、〇〇〇円」を「八、四五〇、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「九九〇、〇〇〇円」を「一、一三〇、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇、〇〇〇円」を「一、二〇〇、〇〇〇円」に改め、同表第四号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第五号中「〇・〇七七」を「〇・〇五九」に改め、同表第六号を次のように改める。

六	市町村の消防の広域化準備に要する経費があること。	市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

第三条第一項第三号ロの表第八号中「74,000円」を「94,000円」に、「33,000円」を「75,000円」に、「23,000円」を「22,000円」に改め、同表第九号中「22.8円」を「22.9円」に、「756.0円」を「740.0円」に改め、同表第十二号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第十三号中「2,428,000円」を「2,573,000円」に改め、同表第十六号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・八を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削る。

第三条第一項第四号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「及び維持補修費」を削り、同号ニを同号ハとする。

附則第四条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、「次の各号によつて算定した額」の下に「（第一号、第八号、第九号、第十四号及び第十七号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては〇・二、〇・五以上〇・七未満の道府県にあつては〇・三、〇・三以上〇・五未満の道府県にあつては〇・四、〇・三未満の市町村にあつては〇・五をそれぞれ乗じて得た額」を「〇・四を乗じて得た額」に改め、同項第九号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同項第十一号中「一、五六四円」を「一、七二七円」に改め、同項第十四号及び第十七号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削る。

附則第四条第二項中「次の各号によつて算定した額」を「一般社団法人又は一般財団法人で口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第二十三条の規定に基づく基金を設置するものに対する貸付けの財源に充てるため平成二十二年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めたものに係る当該年度の利子支払額に〇・八を乗じて得た額」に改め、「の合算額」を削り、同項第一号及び第二号を削る。

附則第四条第四項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。